

大阪市告示第1501号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年10月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年11月5日（火）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年11月18日（月）	
	令和6年11月25日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年11月1日（金）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年11月2日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和6年11月3日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年11月4日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年11月6日（水）から 同月8日（金）まで	
	令和6年11月9日（土）	午前9時から 午後8時30分まで

令和 6 年11月10日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 6 年11月12日（火）から 同月15日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 6 年11月16日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 6 年11月17日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 6 年11月19日（火）から 同月22日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 6 年11月23日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 6 年11月24日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 6 年11月26日（火）から 同月29日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 6 年11月30日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）